

次期国保総合システム外付けシステム  
環境構築・運用業務委託仕様書

---

福井県国民健康保険団体連合会

令和5年3月



## 目次

1	概要	1
1.1	業務名	1
1.2	調達目的	1
1.3	履行期間	1
1.4	用語の定義	1
2	業務委託概要	1
2.1	調達概要	1
2.2	調達業務	2
2.3	基本スケジュール	3
2.4	納入成果物	3
2.5	調達範囲外	4
3	業務委託詳細	4
3.1	基本要件	4
3.2	共通業務関連	5
3.3	OCI 契約代行	5
3.4	外付けシステム環境構築	6
3.5	OCI 運用サポート	7
4	セキュリティ要件	8
4.1	セキュリティ対策	8
5	保証要件および資格要件	10
5.1	経営状況	10
5.2	契約不適合責任	10
5.3	応札者の業務実績、資格	10
5.4	作業実施責任者の業務実績	10
5.5	作業実施責任者および作業者の取得資格	10

6 見積要件.....	10
6.1 見積対象.....	10
7 国保連合会が要望する契約条件 .....	11
7.1 契約形態.....	11
7.2 再委託 .....	11
7.3 リソース等の提供 .....	11
7.4 技術情報開示.....	11
7.5 組織体制 .....	11

## 1 概要

### 1.1 業務名

「次期国保総合システム外付けシステム環境構築・運用業務」の委託。

### 1.2 調達目的

本仕様書は、福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」と記載）のレセプト審査に係わる業務の効率化、コスト削減を図るために国民健康保険中央会（以下「中央会」と記載）が構築する次期国保総合システムのクラウドリフトに伴い、国保連合会独自で構築する外付けシステムを導入するために必要となる環境の構築および運用業務を行うことを目的とする。

### 1.3 履行期間

契約締結日から、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

環境構築（本仕様書 2.2(1)、2.2(3)、2.2(4)①）は令和 5 年 8 月 31 日までとする。

運用業務（本仕様書 2.2(2)、2.2(4)②）は令和 8 年 3 月 31 日までとする。

### 1.4 用語の定義

本仕様書の用語の定義は下記のとおりとする。

項番	用語	定義
1	標準システム	中央会が構築する国保総合システムの略称。共通基盤、審査支払系、保険者サービス系から構成される。
2	現行システム	平成 30 年 2 月から稼働している現在稼働中の国保総合システム標準システムの略称。オンプレミス環境で稼働している。
3	次期システム	令和 6 年 2 月に移行・切替を予定している次期国保総合システムの略称。クラウド環境に構築する。
4	現行外付けシステム	国保連合会が独自に開発（カスタマイズ）および運用している現行システムの外付けシステムの略称。オンプレミス環境で稼働している。
5	次期外付けシステム	国保連合会が独自に開発（カスタマイズ）および運用しているシステムの略称。次期システムと同じクラウド環境で構築する。令和 8 年 3 月末まで稼働する想定。

## 2 業務委託概要

### 2.1 調達概要

本調達業務の受注者は、国保連合会、次期国保総合システム移行・切替・運用業務のそれぞれの受注業者と連携し、円滑な環境構築を遂行すること。

なお、次期国保総合システムはクラウド拠点に構築され、中央会にて Oracle Cloud Infrastructure（以下「OCI」と記載）を採用することが決定しており、外付けシステムにおいても OCI 上に構築する。このため、中央会の提供する資料では「拠点内連携」に該当する。

次期国保総合システムと外付けシステムとの連携を行うための実現方式は「外付けシステムジョブ呼び出し（データ抽出を独自 AP より直接 DB 参照で行う場合（方式イメージ②）」、「外付けシステムからの直接 DB 参照」に該当する。詳細は中央会提示の「外付けシステム開発に係る開発標準.docx」を参照すること。

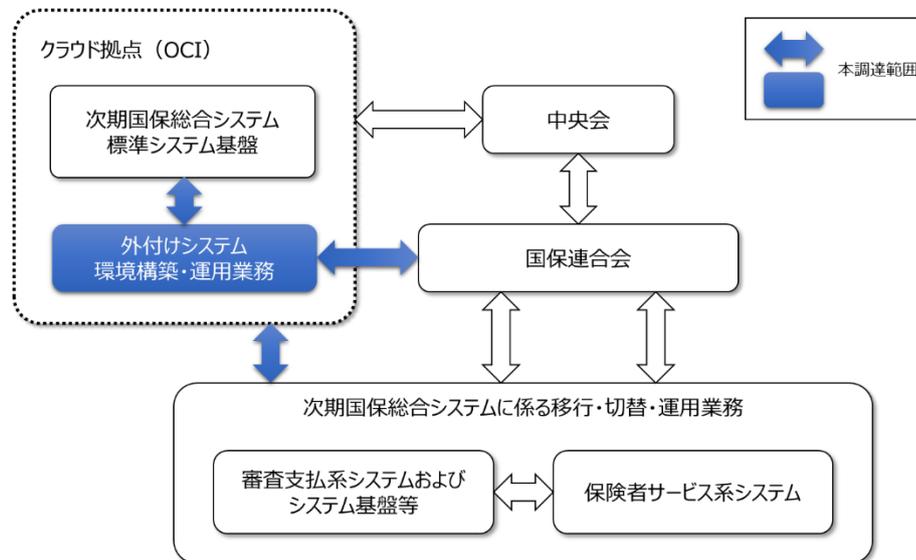


図 1 調達概要および調達範囲

## 2.2 調達業務

本調達業務は、以下のとおりである。本調達業務の受注者は、国保連合会、次期国保総合システムに係る移行・切替・運用業務の受注業者と連携し、円滑な外付けシステムの環境構築を遂行および運用業務を行うこと。

### (1) 共通業務

- ・ 進捗管理、仕様管理、課題管理、リスク管理
- ・ 国保連合会への進捗状況報告
- ・ 次期国保総合システムに係る移行・切替・運用業務の受注業者との連携
- ・ 打合せ等の参加
- ・ 中央会提出資料の作成および作成支援

### (2) OCI 契約代行および支払代行

- ・ OCI 利用に関する契約代行
- ・ OCI 利用料金の支払代行

### (3) 外付けシステム環境構築

- ・ OCI 管理コンソールの接続確認に必要な初期設定作業
- ・ OCI 上の外付けシステム環境の設計・構築作業（OS 設定作業、ミドルウェアのインストール作業を含む）
- ・ 接続テスト等の実施
- ・ 運用手順書等の作成

### (4) OCI 運用サポート

- ① アプリケーション導入支援

- ・ 外付けシステムアプリケーションの導入に伴う OracleDatabase 等のミドルウェアおよび OS に関する問合せ対応や技術的サポート

②OCI 運用サポート

- ・ 問合せに関する窓口
- ・ 障害発生時の対応支援
- ・ Oracle 社への問合せ対応

2.3 基本スケジュール

令和 5 年 9 月より外付けシステム環境にて、外付けシステムのアプリケーションの動作確認等が開始できるよう、中央会が提示する各種ドキュメント等を参照し、国保連合会と協議の上、スケジュールを決定すること。なお、下表は国保連合会の想定である。

表 1 基本スケジュール

項番	業務名	年月	令和 5 年										令和 6 年			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
1	共通業務		■													
	共通業務		■													
2	OCI 契約代行		■													
	OCI 契約代行		■													
	OCI 支払代行		■													
3	外付けシステム環境構築		■													
	設計		■													
	構築・テスト		■													
4	OCI 運用サポート		■													
	①アプリケーション導入支援		■													
	②運用サポート		■													

■ 調達範囲

2.4 納入成果物

国保連合会が成果物として想定している納品物および納品時期は以下のとおりとする。なお、本調達業務を円滑に実行するにあたり、その他に必要な納品物については、別途国保連合会と協議の上決定する。納品は電子ファイルにて提出すること。

表 2 納入成果物

項番	業務名	作成ドキュメント等	納品時期
1	管理業務	・ 環境構築体制図	環境構築開始前

項番	業務名	作成ドキュメント等	納品時期
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗状況報告書</li> <li>・課題管理表</li> <li>・会議議事録</li> </ul>	適宜
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・完了報告書</li> </ul>	令和5年8月31日
2	OCI 契約代行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OCI 契約書等必要書類一式</li> </ul>	OCI 利用開始前
3	外付けシステム環境構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計書・詳細設計書</li> <li>・ネットワーク構成図</li> <li>・環境構築設定一覧</li> <li>・運用手順書等</li> <li>・テスト計画書および報告書</li> </ul>	令和5年8月31日
4-1	OCI 運用サポート ①アプリケーション導入 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート体制図</li> <li>・サポート窓口連絡先</li> <li>・障害発生時の連絡フロー図</li> </ul>	開始前まで
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・問い合わせ内容一覧</li> </ul>	令和5年8月末
4-2	OCI 運用サポート ②OCI 運用サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート体制図</li> <li>・サポート窓口連絡先</li> <li>・障害発生時の連絡フロー図</li> </ul>	開始前まで
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・月次運用サポート報告書</li> </ul>	令和5年9月以降

## 2.5 調達範囲外

以下については、国保連合会にて別途調達するため本調達業務の調達範囲外とするが、本調達業務を遂行する上で必要な調達が生じた場合には、別途国保連合会と協議の上決定することとする。

- (1) OCI 管理コンソール接続用ネットワークの敷設
- (2) OCI 管理コンソール接続用端末の調達
- (3) OCI 接続専用ネットワーク (FastConnect) の準備
- (4) ウイルス対策ソフトの調達およびインストール
- (5) 現行外付けシステムから次期外付けシステムへのデータ移行作業
- (6) 現行外付けシステムから次期外付けシステムへのアプリケーション開発および移行作業
- (7) 本仕様書 3.4 にて除外と記載した作業等

## 3 業務委託詳細

### 3.1 基本要件

- ① 本調達業務にあたってはスケジュールおよび作業内容手順書等を作成し、国保連合会の承認を受けた上で作業を進めることを基本とする。
- ② 受注者は、国保連合会の本調達主務職員と十分な打ち合わせ等を行った上で作業等を行うこと。また、結果的に仕様上の要件あるいは留意事項等を満たさなかった場合は、すべて受注者負担で、

速やかにその対処にあたり、仕様を満たすこと。

- ③本調達業務に定める各要件や性能について上回ることは差支えないが、より効率的で安価となるように設計・構築すること。
- ④作業にあたり、次期外付けシステム開発ベンダ等との調整が必要となる場合は、国保連合会が調整を行うため申し出ること。

### 3.2 共通業務関連

#### (1) 体制

本調達業務を進めていく上で受注者の体制および責任者、各担当者を明確にすること。各作業がどのような管理下において実施されるのかを国保連合会に明示すること。

OCI 環境構築にあたり、設定誤りやセキュリティ等の抜け漏れを未然に防止するため、Oracle 社が提供しているコンサルティングサービスの利用、または前記に相当するクラウド技術者から支援を得られる体制とすること。

#### (2) 会議体

進捗、納期、コスト、変更（要件、方式）、問題点の共有化および解決策の検討を目的とした会議を開催する。想定されるリスクについても検討し報告すること。環境構築完了までは隔週で開催することを想定している。参加メンバーはプロジェクト関係者とし、本仕様書 3.2(1) にて提出する体制図に明記すること。また、受注者が議事録を作成し国保連合会に提出すること。

上記とは別に、国保連合会が必要と考える場合に会議を開催することがあるため、日程調整のうえ参加すること。

その他、本業務を遂行する上で新たに発生した事項については、双方の十分な協議の上で実施する。

会議は対面方式または Web 方式（Zoom、WebEx 等）を可能とする。

#### (3) 外的要因による遅延について

次期外付けシステムの仕様確定や資料入手が遅れることにより納期限内に完了できない場合や、完了した後に外付けシステムの仕様が変更になる等の理由で成果物の修正が必要になる場合には、別途協議により対応方針を決定する。

### 3.3 OCI 契約代行

#### (1) OCI 契約代行要件

OCI の利用開始契約の締結を代行すること。その他、各種手続きのサポートを行うこと。

#### (2) OCI 支払代行要件

- ①OCI の利用料金の支払いについて、日本円での請求書払いを可能とすること。
- ②OCI の利用は令和 8 年 3 月 31 日までを想定しているが、支払は年度単位となる。契約は長期契約、単年度契約のどちらも選択可能とする。
- ③OCI 利用料金が契約金額を超過する場合は受注者にて対応すること。
- ④合意した業務が正しく遂行されない等、国保連合会が判断した場合は次年度以降の契約を行わないことがあります。

### 3.4 外付けシステム環境構築

#### (1) 設計要件

- ① 中央会提示の「外付けシステム開発に係る開発標準.docx」を参照し設計すること。設計方針については国保連合会と協議のうえ、決定する。実現方式は本仕様書 2.2 を参照すること。中央会提示の「外付けシステム開発に係る開発標準.docx」の表 4.1-1 項番 23～25 は設計除外とする。
- ② 現行外付けシステムの構成は「表 3 現行外付けシステムの情報」のとおり。現行外付けシステムと同程度で OCI 環境を構築した場合の想定は「表 4 想定構成」のとおり。現行と同程度のスペックが満たされる場合、以下のとおりの構成でなくても問題ない。また構成上必要なサーバ等がある場合は見積もりに含めること。

表 3 現行外付けシステムの情報

カテゴリ	詳細	現行外付けシステムの情報
システム概要	用途	外付けサーバ(アプリケーション兼データベースサーバ)
	仮想サーバ/物理サーバ	物理サーバ
	ビジネス用途	国保総合システム
	1ヶ月あたりの稼働時間	30日×24時間
サーバ構成	CPU名	Xeon E5-2667v4 3.20GHz
	CPUコア数(仮想サーバの場合は、割当てたCPUコア数)	8
	搭載CPU数	1枚
	搭載メモリ容量(仮想サーバの場合は、割当てたメモリ容量)	32GB
	搭載ディスク容量	3000GB
ソフトウェア	現在利用しているOS	Windows Server 2012 R2 Standard
	利用しているソフトウェア(アプリケーションサーバ、ミドルウェア)	Oracle Database
	OracleDBをお使いの場合、エディションおよびバージョン	Standard Edition 12.1.0.2.0
その他	既存のバックアップ運用	バックアップソフトを使ったNASへのバックアップを実施。アプリケーションとDBを毎日バックアップし7世代保管。
	冗長化の有無	無し

表 4 想定構成

サーバ		サービス	数量
APサーバ	APサーバCPU	VM.Standard.E4 OCPU	40CPU
	APサーバMemory	VM.Standard.E4 Memory	16GB

サーバ		サービス	数量
	APサーバ用 OS	Windows Server 2019 Standard (サブスク)	40CPU
	AP用ストレージ	Block Volume Storage (Balanced)	1TB
DBサーバ (DBCS)	DBサーバ	DBCS : Oracle Database Standard Edition 2	40CPU
	DB用ストレージ	DBCS : Storage	2.656TB
バックアップ	バックアップストレージ	ObjectStorage (Tokyo)	9TB

③ 国保連合会にて決定する IP アドレス等の設定事項は受注者のみに提示する。

④ 運用サポート準備として OCI 管理コンソール接続を受注者社屋より実施する場合のセキュリティ要件や手順等を国保連合会に提示し、許可を得たうえで本仕様書 2.2(4)②を開始すること。

## (2) 構築要件

① 本仕様書 3.4(1)で設計した内容を OCI 環境に構築すること。原則として、構築期間中は受注者が占有して作業できるものとする。

② 中央会提示の「外付けシステム開発に係る開発標準.docx」および別冊資料を参照し構築作業を実施すること。中央会提示の「別冊 3\_外付けシステム連携設定手順.docx」の OS 設定、該当する実現方式に必要なミドルウェアのインストール作業を含む。また、中央会提示の「別冊 4\_外付けシステム\_NW 接続インターフェース仕様書.docx」表 2.1-1 の「国保連合会」部分を「受注者」と読み替えて作業を行う。ただし、項番 13, 14 は作業除外とする。

③ OCI 管理コンソール接続用端末について、環境構築完了までは国保連合会執務室からの接続を想定している。

④ OCI 管理コンソール接続について、中央会提示の「ホワイトリスト登録手順書.docx」「多要素認証登録手順書.docx」の設定を行った上で使用すること。

⑤ 構築後は接続テスト等を実施し、設定内容に問題がないことを確認すること。そのためテスト計画書を作成し、国保連合会の承認を受けた上で作業を行うこと。テスト実施後はテスト結果を取りまとめ報告書として提出すること。

## (3) その他

① 次期国保総合システムとの接続を伴う検証の開始時期は令和 5 年 6 月後半となる見込み。

② OCI 接続専用ネットワーク (FastConnect) は中央会医療保険ネットワークを利用する。

③ 国保連合会および次期国保総合システム外付けシステムアプリケーション開発ベンダに運用上の引継ぎ等が必要な場合は、資料を作成し説明を行うこと。

## 3.5 OCI 運用サポート

### (1) アプリケーション導入支援

#### ① サポート内容

- ・ 国保連合会で別途調達する外付けシステムアプリケーション開発ベンダからの、OracleDatabase 等のミドルウェアおよび OS に関する問合せや技術的サポートを行うこと。
- ・ サポート期間は令和 5 年 6 月から同年 8 月末までの想定。
- ・ 国保連合会からの問合せ対応時間は 9:00～17:00 (法律の定める休日は除く) とする。

- ・ 問合せ内容については一覧化し、国保連合会に納品すること。
- ・ 問合せ方法は電話、メール、必要に応じてテレビ会議等を想定している。

#### ② 体制

- ・ 本仕様書 3.5(1)①を実現するための体制の構築と、問合せ連絡先等の資料を国保連合会に提出すること。

### (2) OCI 運用サポート

#### ① サポート内容

- ・ 障害発生時の対応支援を行うこと。国保連合会による状態確認により OCI サービスの障害が疑われる場合、原因の調査を実施すること。OCI サービスの設定や使用方法に起因する場合は回避策の提示や復旧方法調査を行うこと。
- ・ 必要に応じて Oracle 社へ直接の問合せを行うこと。
- ・ 国保連合会からの問合せ対応時間は 9:00～17:00（法律の定める休日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）とし、緊急を要する場合の連絡は別途協議のうえ決定する。
- ・ 国保連合会より問合せを行う方法として、電話、メール、必要に応じてテレビ会議等を想定している。
- ・ 障害発生時の調査の結果、外付けシステムアプリケーションが原因の場合は国保連合会にて対応する。
- ・ 月次運用サポート内容を取りまとめ、毎月 5 日までに前月分の運用サポートに関する資料を国保連合会に提出すること。監視結果の報告、障害対応作業内容の報告、OCI 使用状況、課題一覧等を想定している。様式は問わない。

#### ② 体制

- ・ 本仕様書 3.5(2)①を実現するための体制の構築と、問合せ方法および連絡先等の資料を国保連合会に提出すること。

## 4 セキュリティ要件

### 4.1 セキュリティ対策

本委託業務に携わる要員は下記のセキュリティ要件を遵守すること。

#### (1) セキュリティシステム公表の禁止

本委託業務および国保連合会のセキュリティシステムの一切について外部および内部に公表してはならない。セキュリティシステムの詳細については、定められた要員のみ参照可能とする。

#### (2) 第三者の所有物、著作物の利用禁止

本委託業務外の第三者の所有物、著作物を本委託業務で不当に所有または、利用することを禁止する。

#### (3) データの管理

テスト用に提供したデータの委託範囲以外での利用は禁止する。また、漏洩、盗用が無いよう、十分な管理をすること。

個人情報を含む本番データを利用してテスト等を行う場合には、氏名、住所などの情報は個人を特定できないような形式で利用する。

#### (4) 機器の管理

開発用機器（サーバ、クライアント等）に格納するプログラム、テストデータ、仕様書等のファイルは、事前に認めた機器のみ格納を許可し、開発終了時点で復元不可能な方法で消去する。このため、開発で使用する機器の管理を行うこと。

#### (5) 電子媒体の管理

開発で使用する電子媒体（USB、CD-ROM等）を廃棄する場合は、物理的消去を行い、情報漏洩の防止をおこなう。このため開発で使用する電子媒体（特にUSB）は極力使用しない方法を検討し、必要に応じて国保連合会より貸与する。

#### (6) 文書の管理

提供した文書、本番データを利用して出力された各種帳票の保管は、施錠可能なロッカーに保存し、不要になった時に返却もしくは断裁処分にする。

#### (7) パスワードの管理

管理者ID、パスワードは、許可された要員のみ利用可能とするため、厳重に管理を行うこと。

#### (8) 開発用機器のセキュリティ

プログラム、テストデータ、文書が格納されたサーバおよびクライアントは、本委託業務外の第三者が不当にアクセスすることを防止しなければならない。また、受注者の私物機器等を持ち込んだ上で国保連合会の情報資産へのアクセスは禁止する。

#### (9) 変更管理

環境構築後の変更が必要な場合は、定められた要員のみが実施し、その他の要員が作業することを禁止する。

#### (10) ウィルス対策

電子媒体で納品するプログラム、データおよび文書は、最新のパターンでウィルスチェックを双方で行うものとする。

#### (11) 災害対策

本委託業務の成果物は、災害等による消滅を防止するための対策を処すること。

#### (12) セキュリティ監査

本委託業務を遂行するプロジェクトとは独立した情報セキュリティ監査専門チームによるセキュリティ監査を実施し、高いセキュリティレベルを維持すること。また、情報セキュリティ監査の結果については、国保連合会へ報告を行うこと。

#### (13) 事件・事故発生時の対応

万が一、漏洩、盗用などセキュリティに関する事件・事故が発生した場合は、速やかに報告し、双方で対応策を協議しなければならない。なお、その際に生じた損害補償については別途協議するものとする。

#### (14) ISMS またはプライバシーマークに則ったセキュリティ対策の実施

受注者組織内のISMS またはプライバシーマークに則ったセキュリティ対策を実施することでセキュリティ事故の発生を防止する。

#### (15) 本業務作業員へのセキュリティ教育

セキュリティ事故を撲滅させるために、本委託業務に係る全作業員にセキュリティ教育を実施すること。実施するセキュリティ教育の内容については特に指定しない。

## 5 保証要件および資格要件

### 5.1 経営状況

経営状況を把握できる資料（損益計算書や貸借対照表など）を提出すること。なお、本資料は、受注後において毎年度書類作成後速やかに提示すること。

### 5.2 契約不適合責任

納入後の契約不適合責任期間は令和 6 年 3 月 31 日までとする。

### 5.3 応札者の業務実績、資格

以下の条件をすべて満たしていること。入札資格確認時に証明書もしくは証明するための資料を提示すること。

- (1) 会社再生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づく和議開始の申立ておよび民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 契約日から業務完了期限までの日において有効である ISMS またはプライバシーマークを取得していること。なお、ISMS については作業実施責任者が所属する部署が適用範囲に含まれていること。
- (3) 日本国内に事業所を有する者であること。
- (4) OCI 構築実績（1 つ以上）
- (5) OCI 運用実績（1 つ以上）

### 5.4 作業実施責任者の業務実績

以下の条件をすべて満たしていること。落札者が受注後に証明するための資料を提示するものとする。

- (1) OCI 構築実績（1 つ以上）
- (2) OCI 運用実績（1 つ以上）

### 5.5 作業実施責任者および作業者の取得資格

本調達業務における受注者の責任者、作業者が OCI 関連資格を取得している場合は、落札者が受注後に証明書もしくは証明するための資料を提示するものとする。

## 6 見積要件

### 6.1 見積対象

構築業務について契約締結日から、令和 5 年 8 月 31 日までの、必要な費用を見積もること。国保連合会で実施する作業は、必要な交通費等を含めるものとする。

OCI 利用料について、令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の 35 ヶ月間利用する想定で見積もること。

## 7 国保連合会が要望する契約条件

### 7.1 契約形態

請負契約とする。

### 7.2 再委託

国保連合会の書面による事前承諾を得た場合のみ、第三者への再委託を可能とする。

### 7.3 リソース等の提供

- (1) 国保連合会に提供された資料等、受注者が作成し国保連合会へ提出した資料等は国保連合会に帰属するものとし、受注者は著作権人格権を行使しないものとする。なお、著作権人格権を行使しようとする場合は、国保連合会の承諾を得るものとする。
- (2) 国保連合会は、納入物件に含まれている貴社の著作権を、納入物件を自己で利用するため必要かつ合理的な範囲で利用することができる。

### 7.4 技術情報開示

本委託業務にあたって、国保連合会が委託する第三者と協業する可能性がある。その場合にも必要な技術情報は無償で開示する。

### 7.5 組織体制

国保連合会は必要に応じて、本委託業務の要員の変更を要求できるものとする。

以上